

労働者派遣事業に関する情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項に従い、次の事業所における労働者派遣事業に関する情報を提供します。

事業所の名称	日総ブレイン株式会社 鶴見本社
事業所の所在地	神奈川県横浜市鶴見区豊岡町 28-26 日総第一ビル 1階

1. 派遣労働者の数

常時雇用される労働者	0人
------------	----

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	170社
----------------------	------

3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額

派遣労働者一人一日（八時間）当たりの 労働者派遣に関する料金の額の平均額（消費税含む）	¥ 20,596
--	----------

4. 派遣労働者の賃金の額の平均額

派遣労働者一人一日（八時間）当たりの 派遣労働者の賃金の額の平均額	¥ 12,750
--------------------------------------	----------

5. 労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合

マージン率	38.1%
-------	-------

6. 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結の有無	有
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	派遣先で業務に従事する従業員
労使協定の有効期間の終期	2023年3月31日

7. キャリア形成支援制度に関する事項

(1) キャリア・コンサルティング

ホームページのお問合せ先専用フォーム > 日時調整 > 電話カウンセリング

スキルアップ、キャリアチェンジ、強みや価値観などの自己理解、キャリアプランなど

(2) キャリア形成に資する教育訓練

テキストによる入職時訓練、研修もしくはeラーニングによる段階的教育訓練（有給・無償）

(3) その他教育訓練

教育訓練の種類	派遣労働者の費用負担の有無
Word講座（中級）	無
Excel 講座（初級・中級・上級）	無
PowerPoint 講座（初級・中級）	無

※「1. 派遣労働者の数」は直近の「6月1日現在の状況報告」で報告した事業所毎の派遣労働者数、「2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数」は直近の「事業報告書」で報告した派遣先事業所数、「3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額」「4. 派遣労働者の賃金の額の平均額」は派遣法第23条第5項に従い算出した労働者派遣に関する料金の額の平均額（消費税含む）、派遣労働者の賃金の額の平均額となります。

労働者派遣事業に関する情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項に従い、次の事業所における労働者派遣事業に関する情報を提供します。

事業所の名称	日総ブレイン株式会社 横浜支店
事業所の所在地	神奈川県横浜市中区山下町 223-1NU 関内ビル 10F

1. 派遣労働者の数

常時雇用される労働者	453 人
------------	-------

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	243 件
--------	-------

3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額

派遣労働者一人一日（八時間）当たりの 労働者派遣に関する料金の額の平均額（消費税含む）	¥ 20,621
--	----------

4. 派遣労働者の賃金の額の平均額

派遣労働者一人一日（八時間）当たりの 派遣労働者の賃金の額の平均額	¥ 12,841
--------------------------------------	----------

5. 労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合

マージン率	37.7 %
-------	--------

6. 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結の有無	有
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	派遣先で業務に従事する従業員
労使協定の有効期間の終期	2023年3月31日

7. キャリア形成支援制度に関する事項

(1) キャリア・コンサルティング

[ホームページのお問合せ先専用フォーム](#) > [日時調整](#) > [電話カウンセリング](#)

スキルアップ、キャリアチェンジ、強みや価値観などの自己理解、キャリアプランなど

(2) キャリア形成に資する教育訓練

テキストによる入職時訓練、研修もしくはe-ラーニングによる段階的教育訓練（有給・無償）

(3) その他教育訓練

教育訓練の種類	派遣労働者の費用負担の有無
Word 講座（中級）	無
Excel 講座（初級・中級・上級）	無
PowerPoint 講座（初級・中級）	無

※「1. 派遣労働者の数」は直近の「6月1日現在の状況報告」で報告した事業所毎の派遣労働者数、「2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数」は直近の「6月1日現在の状況報告」時点における派遣先事業所数、「3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額」「4. 派遣労働者の賃金の額の平均額」は直近の「6月1日現在の状況報告」時点の派遣法第23条第5項に従い算出した労働者派遣に関する料金の額の平均額（消費税含む）、派遣労働者の賃金の額の平均額となります。

労働者派遣事業に関する情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項に従い、次の事業所における労働者派遣事業に関する情報を提供します。

事業所の名称	日総ブレイン株式会社 エントリーセンター横浜
事業所の所在地	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TS プラザビルディング16F

1. 派遣労働者の数

常時雇用される労働者	0人
------------	----

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	141社
----------------------	------

3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額

派遣労働者一人一日（八時間）当たりの 労働者派遣に関する料金の額の平均額（消費税含む）	¥20,158
--	---------

4. 派遣労働者の賃金の額の平均額

派遣労働者一人一日（八時間）当たりの 派遣労働者の賃金の額の平均額	¥12,397
--------------------------------------	---------

5. 労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合

マージン率	38.5%
-------	-------

6. 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結の有無	有
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	派遣先で業務に従事する従業員
労使協定の有効期間の終期	2023年3月31日

7. キャリア形成支援制度に関する事項

(1) キャリア・コンサルティング

ホームページのお問合せ先専用フォーム > 日時調整 > 電話カウンセリング

スキルアップ、キャリアチェンジ、強みや価値観などの自己理解、キャリアプランなど

(2) キャリア形成に資する教育訓練

テキストによる入職時訓練、研修もしくはeラーニングによる段階的教育訓練（有給・無償）

(3) その他教育訓練

教育訓練の種類	派遣労働者の費用負担の有無
Word講座（中級）	無
Excel 講座（初級・中級・上級）	無
PowerPoint 講座（初級・中級）	無

※「1. 派遣労働者の数」は直近の「6月1日現在の状況報告」で報告した事業所毎の派遣労働者数、「2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数」は直近の「事業報告書」で報告した派遣先事業所数、「3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額」「4. 派遣労働者の賃金の額の平均額」は派遣法第23条第5項に従い算出した労働者派遣に関する料金の額の平均額（消費税含む）、派遣労働者の賃金の額の平均額となります。

労働者派遣事業に関する情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項に従い、次の事業所における労働者派遣事業に関する情報を提供します。

事業所の名称	日総ブレイン株式会社 松本支店
事業所の所在地	長野県松本市深志 2-1-5 森田ビル 4階南

1. 派遣労働者の数

常時雇用される労働者	68人
------------	-----

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数（事業年度あたりの事業所数）	30社
----------------------	-----

3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額

派遣労働者一人一日（八時間）当たりの 労働者派遣に関する料金の額の平均額（消費税含む）	¥15,703
--	---------

4. 派遣労働者の賃金の額の平均額

派遣労働者一人一日（八時間）当たりの 派遣労働者の賃金の額の平均額	¥9,673
--------------------------------------	--------

5. 労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合

マージン率	38.4%
-------	-------

6. 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結の有無	有
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	派遣先で業務に従事する従業員
労使協定の有効期間の終期	2023年3月31日

7. キャリア形成支援制度に関する事項

(1) キャリア・コンサルティング

ホームページのお問合せ先専用フォーム > 日時調整 > 電話カウンセリング

スキルアップ、キャリアチェンジ、強みや価値観などの自己理解、キャリアプランなど

(2) キャリア形成に資する教育訓練

テキストによる入職時訓練、研修もしくはeラーニングによる段階的教育訓練（有給・無償）

(3) その他教育訓練

教育訓練の種類	派遣労働者の費用負担の有無
Word講座（中級）	無
Excel 講座（初級・中級・上級）	無
PowerPoint 講座（初級・中級）	無

※「1. 派遣労働者の数」は直近の「6月1日現在の状況報告」で報告した事業所毎の派遣労働者数、「2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数」は直近の「事業報告書」で報告した派遣先事業所数、「3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額」「4. 派遣労働者の賃金の額の平均額」は派遣法第23条第5項に従い算出した労働者派遣に関する料金の額の平均額（消費税含む）、派遣労働者の賃金の額の平均額となります。